

告 示

埼玉県告示第八百八十三号

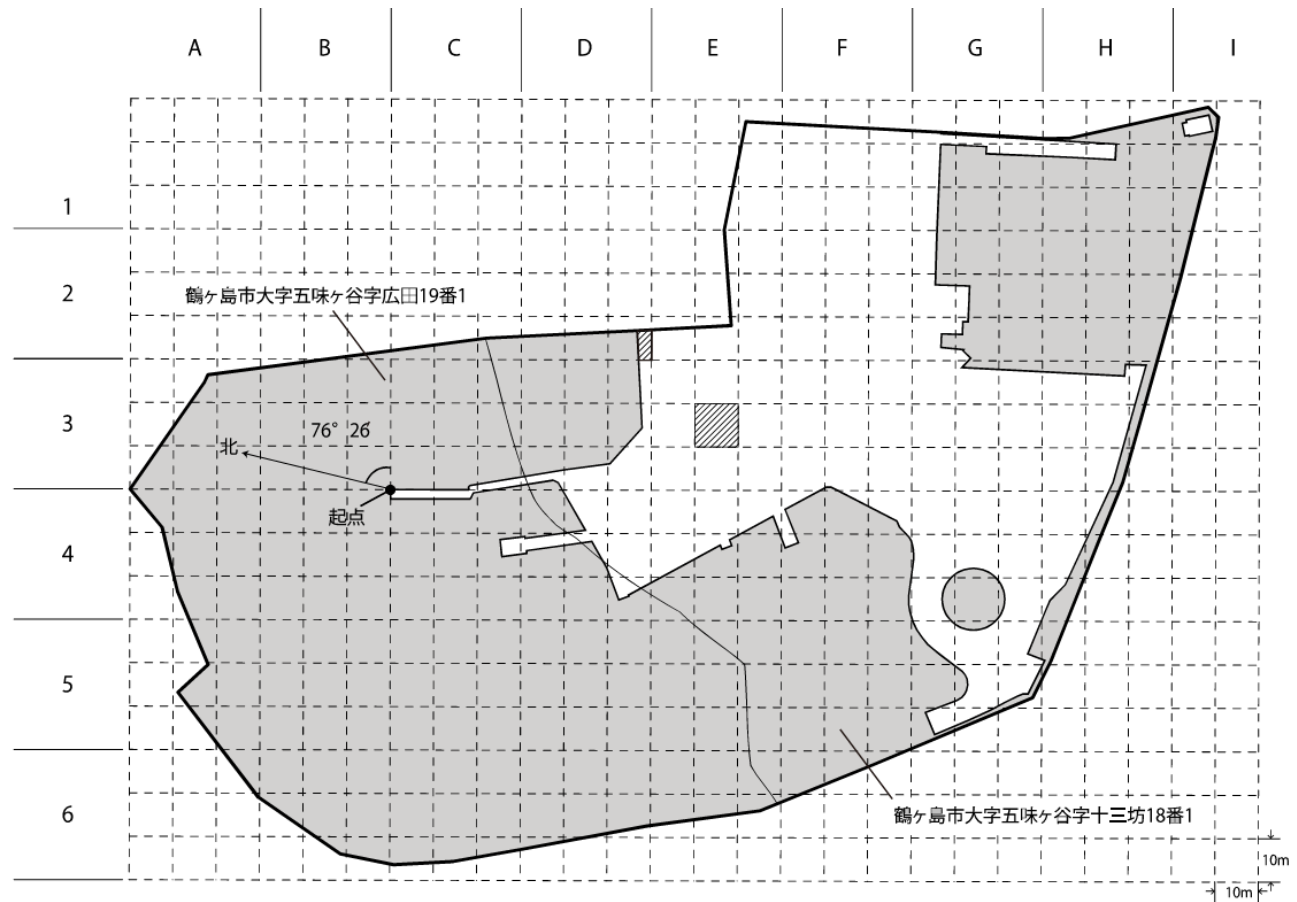
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年八月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字十三坊十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 起点
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 敷地のうち、形質変更予定外の土地
- ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区画

【起 点】

起点は、鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田19番1に位置する形質変更予定範囲の最北端であり、
 (座標 X=0.0000 Y=0.0000) とする。
 ※座標は、調査で定めた任意の座標であり、
 起点は、敷地内測量で使用した仮設水準点である。

【格子の回転角度(76度26分)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

